第３次北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略

【　令和７年度　～　令和 11 年度　】

令和７年３月

目次

第 1 章　第 3 次総合戦略策定の背景・目的 4

(1) 策定の背景 4

(2) 総合戦略の位置付け 5

(3) 戦略期間 5

第 2 章　北川村の概況 6

(1) 人口動態の長期動向 6

(2) 人口ピラミッド 7

(3) 年齢 3 区分別人口の推移 8

(4) 世帯あたりの人口推移 9

(5) 自然増減の推移 10

(6) 未婚者の状況 11

(7) 社会増減の現状 12

(8) 農業生産額及び生産年齢人口の推移 13

(9) 北川村の将来人口推移 13

第 3 章　第 2 次総合戦略まとめ 14

(1) 第 2 次総合戦略・人口ビジョン策定後の人口推移 14

(2) 第 2 次総合戦略の主な成果と課題 15

(3) まとめと第 3 次総合戦略の重要視点 17

第 4 章　　将来人口推計 18

(1) 将来人口推計の前提 18

(2) 将来人口のシミュレーション 19

(3) 2060 年の人口ピラミッド 20

第 5 章　北川村の目指す姿（未来）と基本目標 21

(1) 北川村の目指す姿 21

(2) 目指す姿を実現するための目標人口、基本目標の設定 22

第 6 章　各基本目標の方針と具体的施策 23

(1) 各基本目標の概要 23

(2) 施策の全体像 24

(3) 各基本目標・施策 25

第 7 章　総合戦略の効果的な推進 39

(1) 総合戦略の策定・推進にあたっての視点 39

(2) 進捗管理体制 39

第 1 章　第 3 次総合戦略策定の背景・目的

(1) 策定の背景

本村の人口は、昭和 30 年の 4,578 人から奈半利川電源開発事業の最盛期であった昭和 35 年に 6,000 人にまで増え、一時電発景気に沸いたが、その後ダムの完成、国有林事業の統廃合等による人口移動に加え、地場産業の衰退により令和 2 年には約 1／5 の 1,146 人にまで激減している。

村は、過疎対策として昭和 56 年より過疎地域振興特別措置法、平成 2 年には過疎地域活性化特別措置法の適用を受け、産業の振興、生活環境の改善、交通・通信体系の整備などに取り組んできた。しかし、ゆずの産地間競争の激化や長期的な木材価格の低迷など、第一次産業を取り巻く環境は厳しいものがあり、人口減少による経済の縮みが若者の流出と地域の衰退を招き、その結果、さらに経済が縮むことで村民の暮らしが一層厳しくなるという負の連鎖をたどってきた。

平成 19 年に“ゆずの振興なくして地域の振興なし”という基本姿勢のもと、北川村がゆずの産地として今後進むべき方向性をビジョンに取りまとめ、生産者、農協、民間企業、行政等が協力して対策を行い、信頼関係の構築や販売の一元化、新規就農者の確保という一定の成果があらわれてきた。

さらに村では、国や県の地方創生の動きとも連動させつつ、平成 27 年 12 月に「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定、令和 2 年に改訂し、人口減少による負の連鎖を断ち切るために取り組みを進めてきたところである。

第 3 次総合戦略は、先の総合戦略等を発展・深化させつつ、切れ目ない取組を進めるため策定するものであり、「ゆず産業を中心とした産業振興・村民の所得向上」、「新しい人の流れを作る」、「北川村らしい魅力ある子育て・教育環境をつくる」「地域の支え合いや自立により村民の暮らしを守る」に関する取組を官民挙げて全力で取り組んでいくこととする。

(2) 総合戦略の位置付け

国は、令和4年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。また、高知県では、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年度版）」を策定し、人口減少対策に関する指針を示している。

北川村では、これら国・県の総合戦略も踏まえつつ、人口減少対策と将来にわたって活力あるむらづくりを推進するための目標や施策等をまとめた「第3次北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これをまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく戦略として位置づける。

この戦略は、北川村の人口の現状分析と2060年を見据えた人口の将来展望を示す「人口ビジョン」と、それを実現するための今後5年間の具体的な施策・事業を取りまとめた「第3次総合戦略」の2つから構成される。

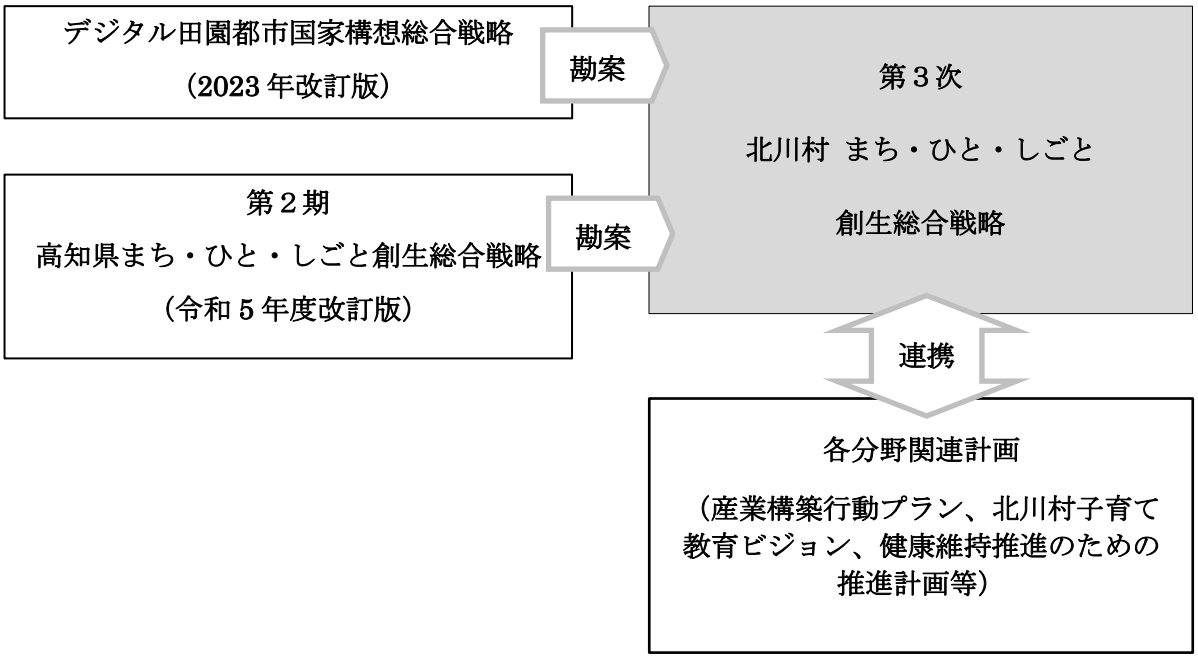

(3) 戦略期間

総合戦略の計画期間は、国や県の総合戦略の取り組みとの整合性を図るため、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする。

第２章　北川村の概況

(1) 人口動態の長期動向

本村の人口は、1920 年（大正 9 年）から増減を繰り返し、奈半利川電源開発事業の最盛期であった 1960 年（昭和 35 年）に 6,000 人にまで増え、一時電発景気に沸いたが、その後、ダムの完成、国有林事業の統廃合等による人口移動に加え、地場産業の衰退、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出や出生数の減少などの影響により一貫して減少。村は古くは 1981 年（昭和 56 年）より過疎対策に取り組み、2007 年（平成 19 年）からはゆずによる地域振興を掲げて一定の成果を上げているが、2020 年（令和２年）には 1／5 に近い 1,146 人にまで激減するなど、人口減少を食い止めるには至っていない。

●図表 1　長期的な人口の推移

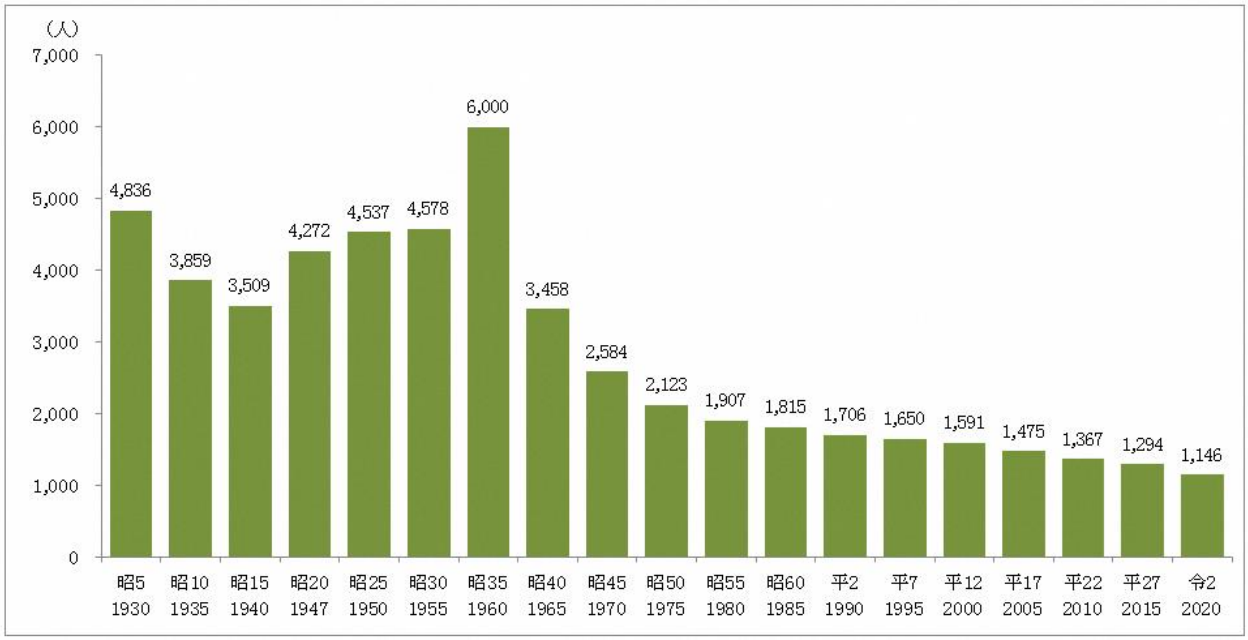

（出典）総務省　国勢調査

(2) 人口ピラミッド

2020 年（令和 2 年）の人口ピラミッドを見ると、少子高齢化傾向が顕著に見られる逆ピラミッド型の人口構造となっている。

●図表 2　人口ピラミッド　令和 2 年（2020 年）

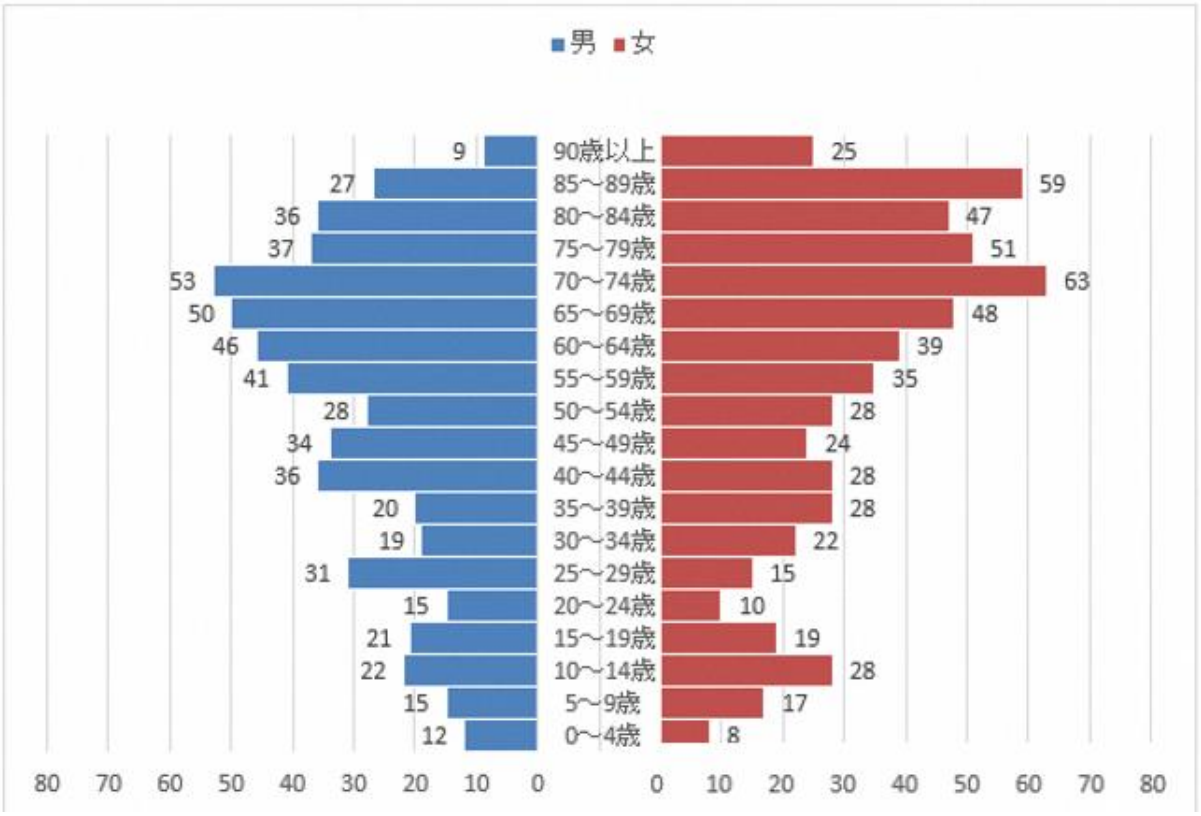

（出典）総務省　国勢調査　令和 2 年（2020）

(3) 年齢 3 区分別人口の推移

国勢調査の結果によると、0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65 歳以上の老年人口は、1980 年（昭和 55 年）にすでに年少人口を上回るなど、急速に増加を続けてきたが、全体人口が減少する中で老齢人口も減少に転じつつある。

●図表 3　年齢３区分別人口の推移

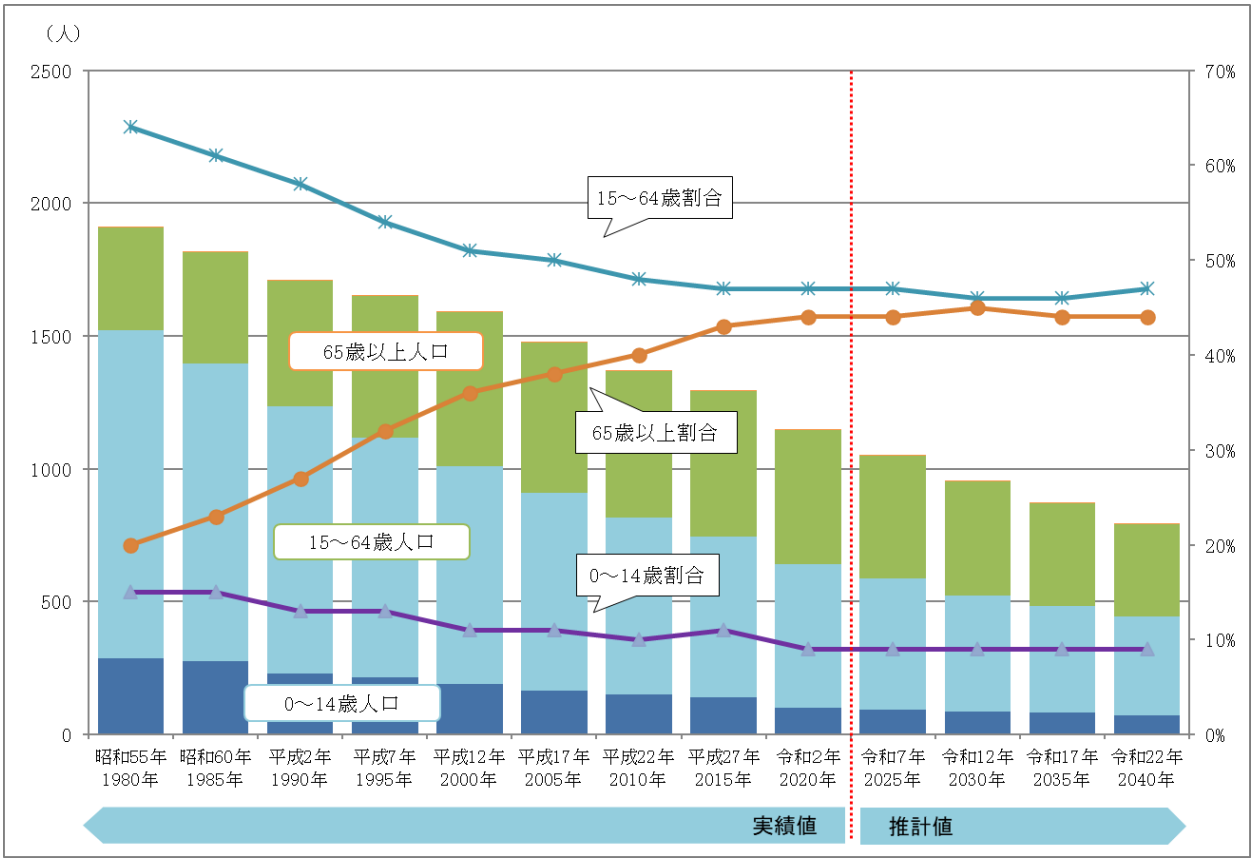

（出典）総務省　国勢調査

(4) 世帯あたりの人口推移

世帯あたりの人口の推移を見ると、1 世帯あたりの人員も次第に減少している。1985 年（昭和 60 年）に 2.9 人いた 1 世帯の人員は、2020 年（令和 2 年）には 2.1 人まで減少している。

●図表 4　世帯あたり人口の推移

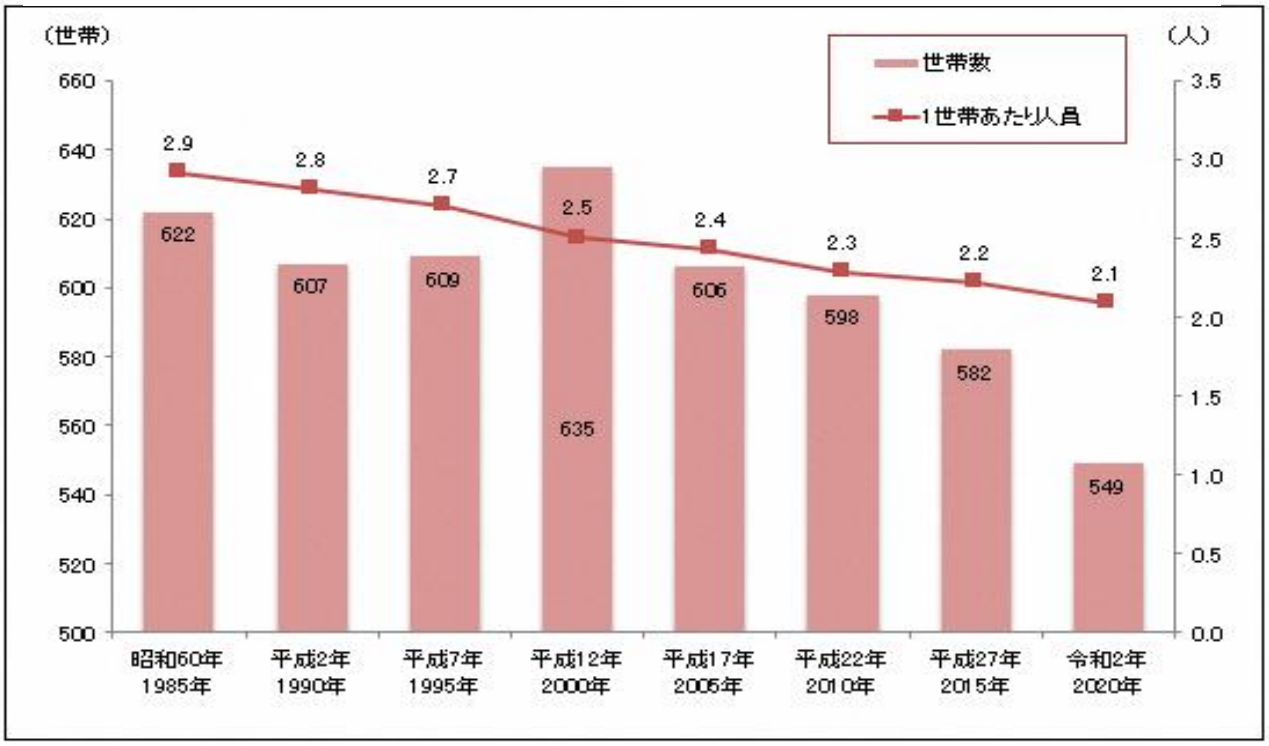

（出典）総務省　国勢調査

(5) 自然増減の推移

厚生労働省「人口動態調査」によると、北川村の合計特殊出生率は長期的に減少傾向にあり、2020年（令和2年）には1.44と、高知県の1.43と同水準となっている。（全国平均は1.34）

●図表 5　人口自然増減の推移

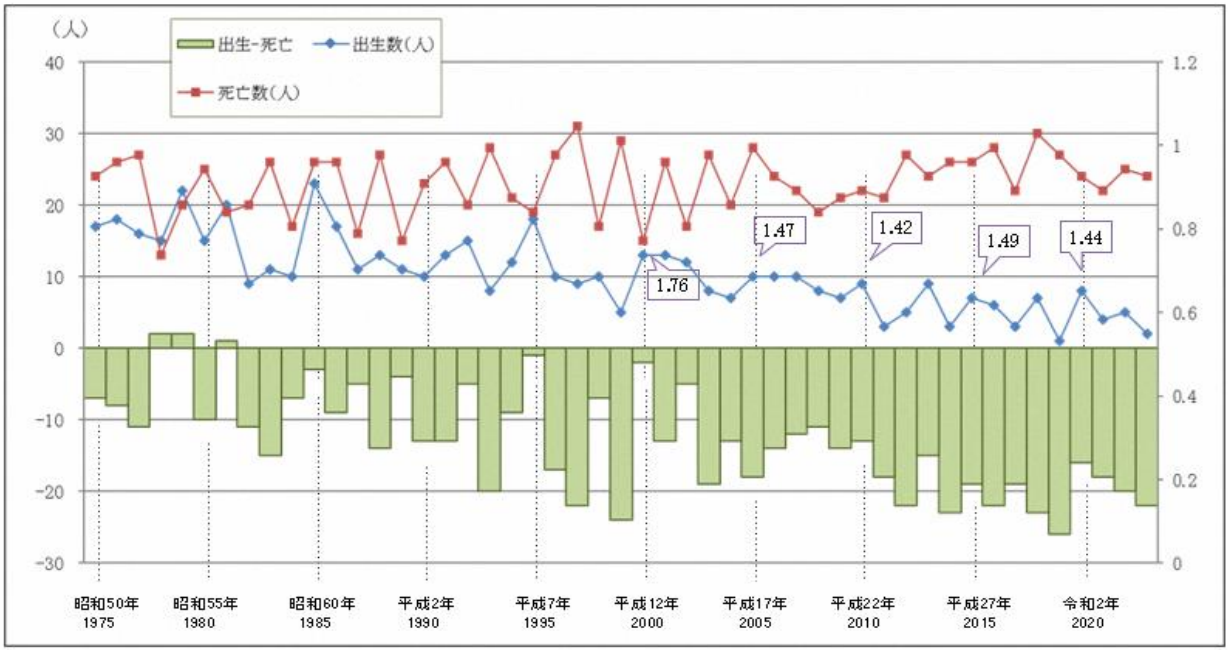

（出典）

1975～1994年：高知県計画推進課提供データ

1995～2010年：厚生労働省「人口動態調査」

2011～2020年：高知県補間補正人口（平成22年及び平成27年の国勢調査を基にした推計人口について、　平成27年及び令和2年の国勢調査による修正を加えたもの）

2021～2023年：高知県推計人口（令和2年国勢調査を基にした推計人口）

(6) 未婚者の状況

本村における男性と女性の未婚者の割合を見ると、全ての年代において女性に比べ男性の方が高くなっている。高知県と比較すると、北川村の男性の未婚者の割合はすべての年代で高知県の男性の未婚者の割合より高い。

●図表 6　北川村の年齢別未婚者割合（男性）

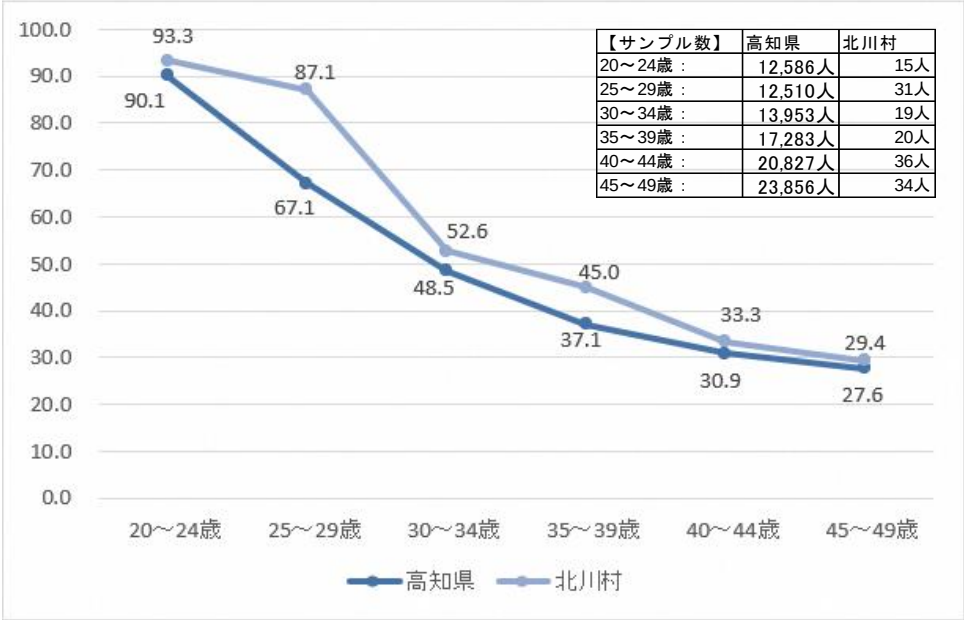

【サンプル数】	高知県	北川村
20～24歳：	12,586人	15人
25～29歳：	12,510人	31人
30～34歳：	13,953人	19人
35～39歳：	17,283人	20人
40～44歳：	20,827人	36人
45～49歳：	23,856人	34人

（出典）令和 2 年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

●図表 7　北川村の年齢別未婚者割合（女性）

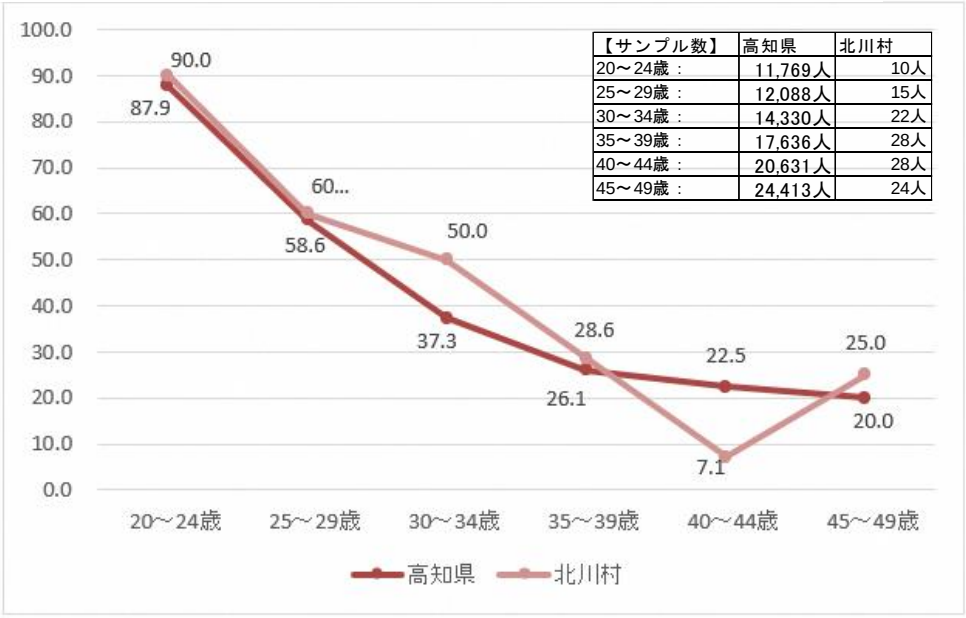

【サンプル数】	高知県	北川村
20～24歳：	11,769人	10人
25～29歳：	12,088人	15人
30～34歳：	14,330人	22人
35～39歳：	17,636人	28人
40～44歳：	20,631人	28人
45～49歳：	24,413人	24人

（出典）令和 2 年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

(7) 社会増減の現状

人口の社会増減については、年によって転出者数と転入者数の数が増減を繰り返しているが、総じて転出の数が転入の数を上回っている。直近 2022～2023 年については、新規宅地造成等により転入超過となっている。人口減少の要因としては、社会減よりも自然減の影響が大きいと考えられる。

●図表 8　人口社会増減の推移

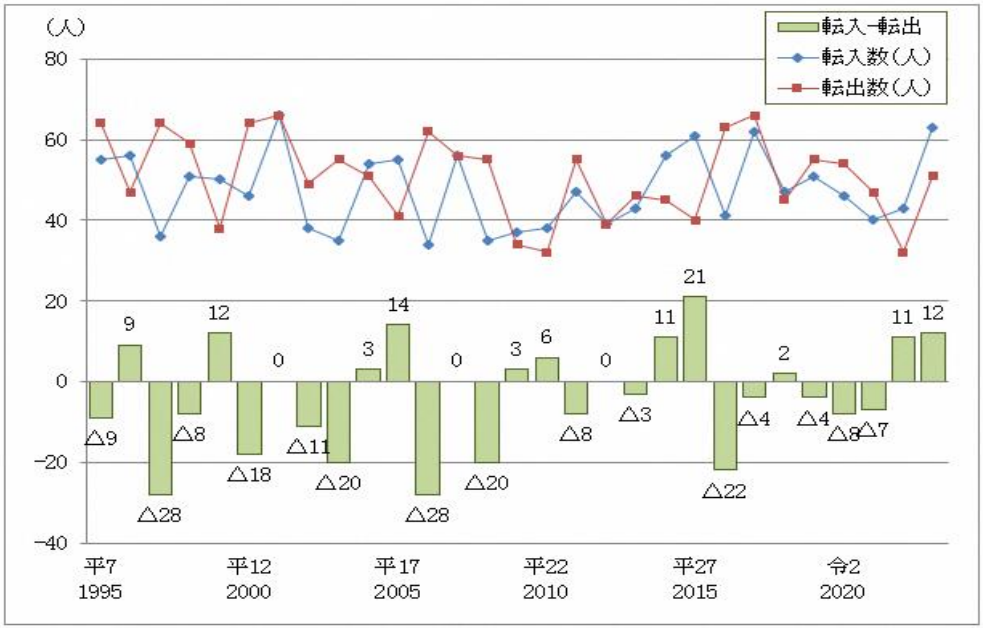

（出典）1995～2010 年：厚生労働省「人口動態調査」

2011～2020 年：高知県補間補正人口（平成 22 年及び平成 27 年の国勢調査を基にした推計人口について、平成 27 年及び令和 2 年の国勢調査による修正を加えたもの）

2021～2023 年：高知県推計人口（令和 2 年国勢調査を基にした推計人口）

5 歳階級別の転出入超過数を見ると、40～69 歳では転入者数が転出者数を上回っているが、その他の年代では転出者数が転入者数を上回っている。特に、中学・高校を卒業するタイミングの 15～19 歳と、85 歳以上の高齢者の転出超過が目立つ。

●図表 9　過去５年間（平成 27 年～令和２年）累積の年齢別転入者・転出者数

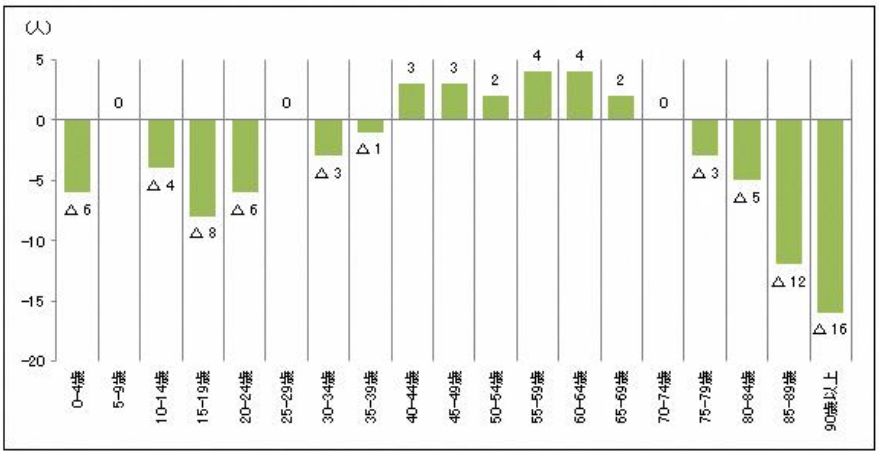

（出典）総務省　国勢調査（平成 27 年～令和 2 年）

(8) 農業生産額及び生産年齢人口の推移

生産年齢人口が減少し続けている一方、農業産出額は 2015 年（平成 27 年）以降増加している。主に果汁を中心とするゆず需要の増加による単価の上昇やゆず振興による緩やかな生産増加などが背景として考えられる。

●図表 10　農業産出額及び生産年齢（15～64 歳）人口の推移

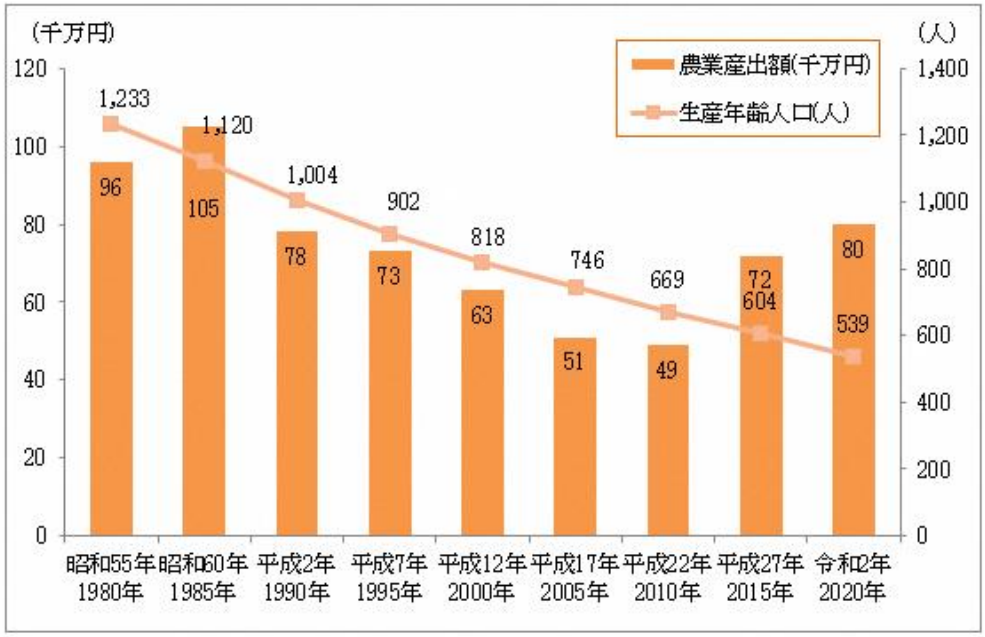

（出典）農林水産省「生産農業所得統計」、総務省「国勢調査」

(9) 北川村の将来人口推移

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）に基づく将来人口推計によると、現在の人口減少傾向が継続した場合、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）・年少人口（15 歳未満）が著しく減少する。人口の著しい現象により、行政機能や小中学校の維持などが困難になることが予想される。

●図表 11　将来人口推計（2040 年・2060 年）

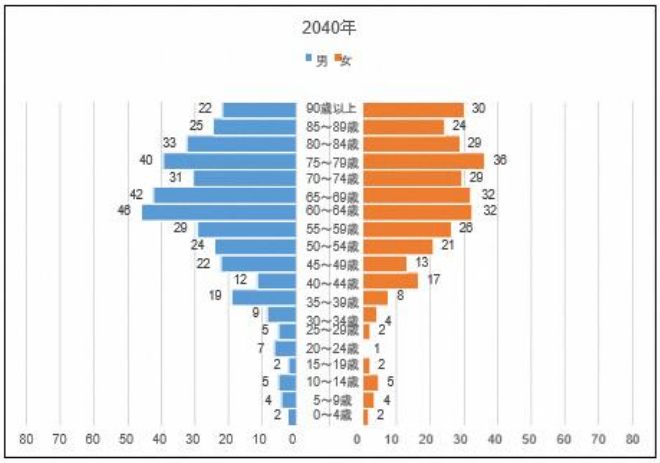

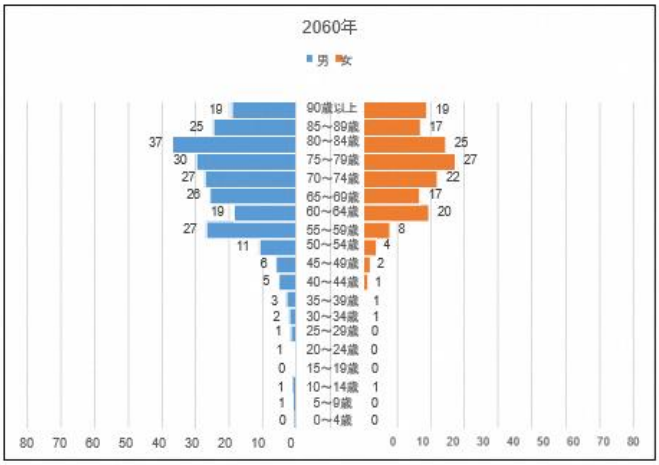

（出典）社人研公表データに基づき推計

第 3 章　第 2 次総合戦略まとめ

(1) 第 2 次総合戦略・人口ビジョン策定後の人口推移

「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度版）」（以下、「第 2 次総合戦略」）では、人口の目標推移（図表 12 の赤線）を示し、2020 年（令和 2 年）には 1,195 人、2025 年（令和 7 年）には 1,130 人としていた。

実際の人口は、国勢調査をベースとする「高知県推計人口」において、2020 年（令和 2 年）は 1,146 人、2024 年（令和 6 年）は 1,082 人と、概ね趨勢人口（現在の人口減少傾向が継続する人口推移）に近い数字となっている。

●図表 12　第 2 次総合戦略における人口推計と実績の差異

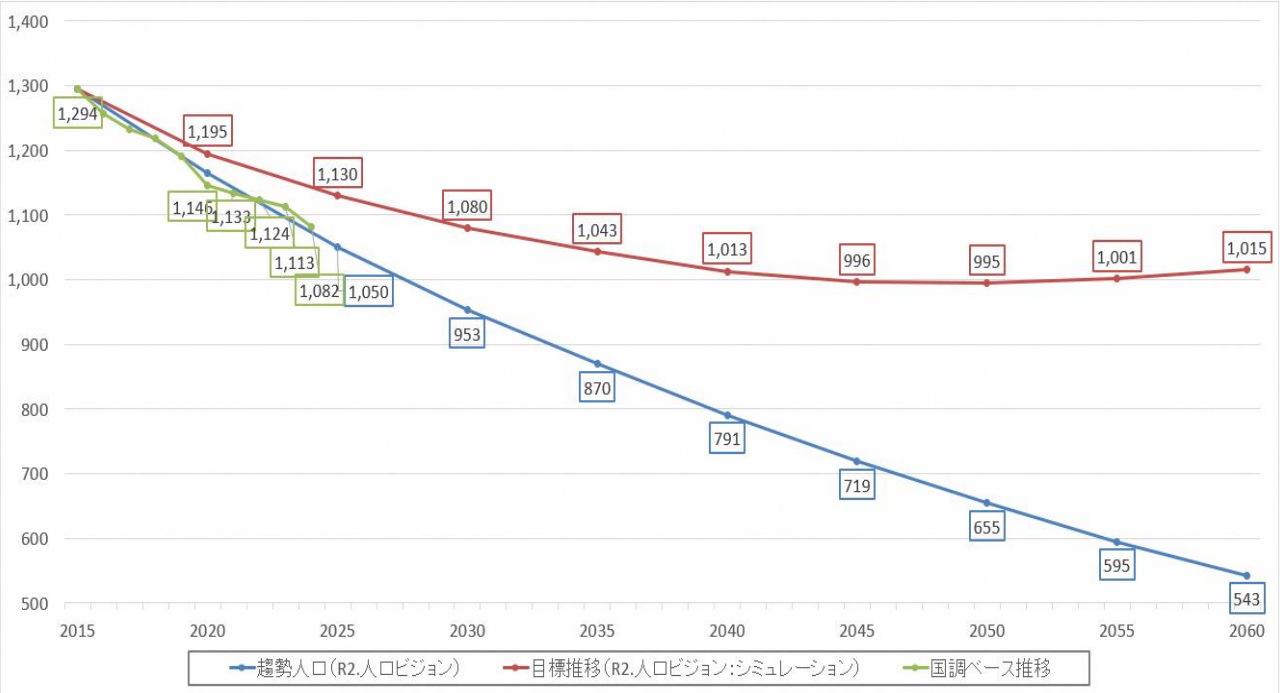

（出典）高知県「高知県推計人口（令和 6 年 9 月版）」、北川村「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度版）」

※趨勢人口（将来人口推計）：第 2 次総合戦略において、国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠し人口移動が収束すると仮定し推計した人口推移。

※目標推移：第 2 次総合戦略において設定した目標人口の推移。合計特殊出生率の向上（2010 年 1.42⇒2040 年 2.07）、移住者の増加（子育て世帯（夫婦 2 名と子ども 2 名）5 年間で 2.75 組、定年退職者（夫婦 2 名）5 年間で 2 組）、70 歳以上の転出者の減少（5 年間で 5 名減少）の実現を仮定。

※国調ベース：2015 年及び 2020 年人口は国勢調査実績値。その他の年は「高知県年齢別推計　人口」（直近の国勢調査結果である確定人口に、住民基本台帳の移動報告（出生・死亡・転入出など）を反映させた人口）による。2015 年～2023 年値は 10 月時点数値、2024 年は暫定的に 9 月時点人口数値を適用。

(2) 第 2 次総合戦略の主な成果と課題

第 2 次総合戦略の基本目標に紐づく各施策について成果と課題を以下のように整理した。

＜基本目標 1：① ゆずを柱とした地産外商により、村で生活できる収入を確保する＞

① 担い手の確保と育成

○成果

・年間 3 名の新規就農者確保の目標を着実に達成、そのための受け入れ環境も整備中

・北川モデル 1 期地区及び野友地区、北川モデル 2 期地区について順次園地造成中

○課題

・今後の継続的・安定的な園地の確保

・担い手の高齢化等による遊休農地の増加、園芸野菜作付面積の減少、収穫期の人員確保

・離農を防ぐための準備型の利用、データに裏付けされた技術指導の推進

② 地産・外商強化

○成果

・園地流動化は目標値に到達しなかったものの着実に進展

・ウエルシア、日本食研、スウィーツなどの新規販路拡大

【例】東京農大とのゆずメニュー開発、ウテナと小中学生が協力しゆず石鹸及びハンドクリームを全国発売

・経営所得安定対策事業により水田活用による野菜、戦略作物等の作付けの推進

○課題

・ゆず生産の拡大と安定供給のため、産地ＰＲや農薬管理などのトレーサビリティの強化

・加工業や観光業等における働き手の確保

・年間数万人の来訪者を有するモネの庭などの村内資源を活かした移住・関係人口の獲得や村内経済効果に寄与する事業の創出

＜基本目標 2：新しい人の流れをつくる＞

① 移住の促進

○成果

・移住相談件数、移住支援住宅整備数の目標値達成

・ＰＲ動画やパンフレットの活用、ＨＰやＳＮＳでの積極的な情報発信

○課題

・ゆず農家以外も含めた多様な移住者属性の獲得

・空き家バンクの積極的な活用

・需給バランスを踏まえた住居の確保

② 村外からの人材誘致

○成果

・共同社員住宅の整備による企業人材の確保

＜基本目標 3：魅力的かつ特色ある子育て・教育環境をつくる＞

① 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

○成果

・1 歳 6 ヶ月児健診、3 歳児健診の受診率　100％

○課題

・病児保育や遊び場など、子育て世帯向けの環境整備

② 子育て・教育ビジョンに基づく施策の展開

○成果

・学力調査において各年度、各教科とも全国平均を超過

・ＩＣＴ活用の推進、オンライン英会話、北川学（郷土愛）の実施

○課題

・個の学力底上げ

・新たな不登校者の未然防止及び不登校者のケア

・食育の推進を含む保小中一体教育の推進

・取組や支援制度に関する対外的な情報発信の強化

＜基本目標 4：地域の支え合いや自立により人々のくらしを守る＞

① 地域の支え合いと自立

○成果

・現状の生活支援関連サービスの維持

・集落活性化に係る自主的な取組

○課題

・地域のまとめ役（リーダー）の後継者の確保

・避難所運営マニュアル、防災資機材の整備・強化

・ライフステージの中に健康づくりに関する取組の組み込み

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のブラッシュアップ

・多世代向けの遠隔講義や買い物支援など支援拡大

② 地域の生活支援

○成果

・現状の生活支援関連サービスの維持

・住宅耐震化の促進

・移動販売の実施

○課題

・より利便性の高い公共交通

(3) まとめと第3次総合戦略の重要視点

本村の人口推移は、「(1) 第2次総合戦略・人口ビジョン策定後の人口推移」で示したように、第2次総合戦略の人口ビジョンで示した趨勢人口（現在の人口減少傾向が継続した場合の人口）に近い数字となっている。また、人口の将来展望に関する指標について、「イ）移住の促進」は目標を上回る水準となっている。一方で、「ア）合計特殊出生率の向上」については減少傾向であり、「ウ）健康寿命の延伸と生活の質の向上」については目標値よりも転出超過の結果となった。

●図表 13　「人口の将来展望」に関する数値目標達成状況一覧

指標	数値目標（令和2年設定）	進捗状況（令和6年9月現在）
ア）合計特殊出生率の向上		
合計特殊出生率	2010年（H22）1.42 ⇒ 2040年（R22）2.07 ＊R2総合戦略には以下の記載があるが、厚労省が発表している北川村の平成29年合計特殊出生率は1.49である ⇒本村の合計特殊出生率は、平成12年は1.76であったが、平成22年には1.42に、さらに平成29年には0.86に落ちている。	2010年（H22）1.42 2015年（H27）1.49 2020年（R2）1.44 ※厚生労働省 人口動態統計
イ）移住の促進		
子育て世帯 （夫婦2人と子ども2人）	5年間で2.75組	2021年：3世帯 2022年：1世帯 2023年：1世帯
定年退職者（夫婦2人）	5年間で2組	2020年：3人 2022年：1人
ウ）健康寿命の延伸と生活の質の向上		
70 歳以上の転出	2015年 目標値 △8人 ⇒ △5人（5年間累計）	2020年 実績 △8人 ⇒ △37人（5年間累計）

村の活力を維持・存続していくためには、年齢構成等を意識しつつ、対策を講じる必要があり、第3次総合戦略においても人口減少対策における視点として、①出生率、②若年世代の転入促進、③高齢者世代の転出を引き続き重要視点と位置づける。各視点における本村の現状と、施策を打つべき主要なターゲットと方向性については図表14のとおり。

●図表 14　施策のターゲット・方向性の考え方

北川村での人口減少対策の視点	《視点１》出生率	《視点２》若年世代の転入	《視点３》高齢世代の転出
現状	単独自治体での出生率自体の大幅な改善は難しい状況	転入促進による人口減少緩和を図る上で、すでに子どもがいる子連れファミリー世帯の転入がより効果的	健康上の理由で一定数が転出

主要施策ターゲット	子育て世代の出産・子育て支援	子育て世代を含めた転入促進	村内高齢世代の転出抑制
方向性	広域連携での出産・子育て支援の提供・拡充	子育て世代が転入しやすい子育て環境、就労・起業環境づくりの推進	介護支援が難しい山間部中心に支援を実施

第 4 章　　将来人口推計

(1) 将来人口推計の前提

●図表 14 で定めた主要施策ターゲットを中心とする施策展開を想定し、下記５つのパターンの設定で将来人口のシミュレーションを実施した。

●パターン１：

・社人研推計準拠（現状の人口減少傾向が継続した場合）

●パターン２～５：

＜共通＞

・パターン２～５の 2025 年人口は、2020－2024 年の高知県推計人口を基づく推計。2030 年人口は、2030 年までに実施する以下①～③の住居関連施策による想定効果を反映。

①分譲：2030 年に「夫婦 30 代、子 0～4 歳」6 組、「夫婦 40 代、子 5～9 歳」6 組（計 36 名）

②集合住宅：2030 年に 20～50 代男性が各代 5 名（計 20 名）、60 代男性が 2 名、20～50 代女性が各代 3.8 名（計 16.2 名）、60 代女性が 1.8 名

・高齢者の転出抑制（75～84 歳 5 歳階級/5 年ごとに男女 2 名）

＜パターン２＞

・合計特殊出生率は現状維持（2020 年実績より 1.44）

・若者（親子含む）の転入増加・転出抑制：20～44 歳について 5 歳階級ごとに男女合計 4 名/5 年、0～4 歳について男女合計 2 名/5 年増加

＜パターン３＞

・合計特殊出生率は 2030 年～2055 年まで 5 年ごとに 0.1 増（2055 年で 1.94）。2060 年以降は 1.94 で維持。

・若者（親子含む）の転入増加・転出抑制：20～44 歳について 5 歳階級ごとに男女合計 6 名/5 年、0～4 歳について男女合計 3 名/5 年増加

＜パターン４＞

・合計特殊出生率は 2030 年～2055 年まで 5 年ごとに 0.1 増（2055 年で 1.94）。2060 年以降は 1.94 で維持。

・若者（親子含む）の転入増加・転出抑制：2030 年までは 20～44 歳について 5 歳階級ごとに男女合計 6 名/5 年、0～4 歳について男女合計 3 名/5 年増加。2030 年以降は 20～44 歳について 5 歳階級ごとに男女合計 8 名/5 年、0～4 歳について男女合計 4 名/5 年増加。

＜パターン５＞

・合計特殊出生率は 2030 年～2055 年まで 5 年ごとに 0.1 増（2055 年で 1.94）。2060 年以降は 1.94 で維持。

・若者の転入増加・転出抑制：20～44 歳について 5 歳階級ごとに男女合計 10 名/5 年増加。

(2) 将来人口のシミュレーション

5つのシナリオ（パターン）における将来人口シミュレーションは以下の通り。

●図表 15　北川村における将来人口シミュレーション

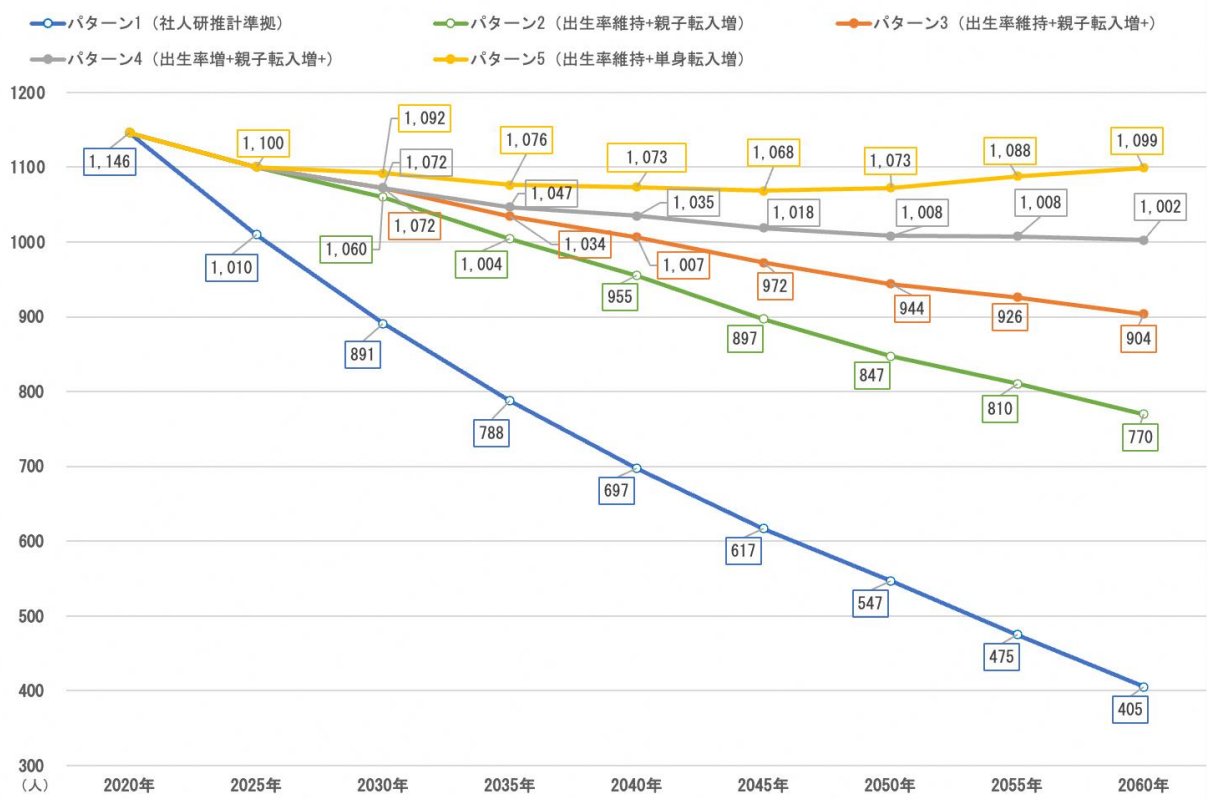

（出典）社人研推計提供資料等に基づき独自推計

(3) 2060 年の人口ピラミッド

パターン 4 の若者転入増加・転出抑制を図った場合、2060 年時点での 5 歳階級別人口（人口ピラミッド）は下記のとおり。社人研推計（現在の人口減少傾向が継続した場合）と比較して、年少人口・生産年齢人口・老齢人口のバランスに改善が見られ、北川村の生活機能やコミュニティを比較的維持しやすい人口構造であることが分かる。

●図表 16　社人研推計（現在の人口減少傾向が継続した場合）とパターン 4 推計人口の比較（2060 年時点）

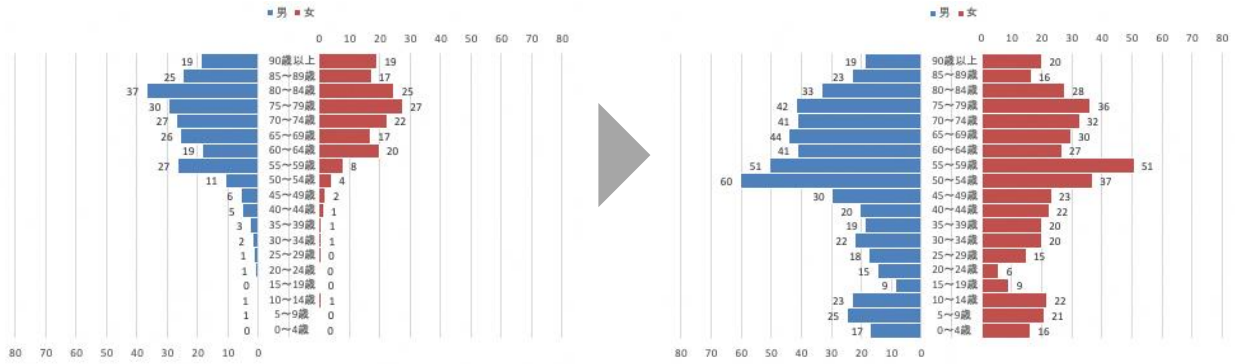

社人権推計による2060年5歳階級別人口
（現在の人口減少傾向が継続した場合）

パターン４推計による2060年5歳階級別人口
（施策効果が発現し人口減少が抑制された場合）

第 5 章　北川村の目指す姿（未来）と基本目標

(1) 北川村の目指す姿

人口減少の流れが加速していく中、本村が今後も活力を維持・存続していくためには、年齢構成も意識しつつ、人口 1,000 人という最低ラインを維持することが重要である。1,000 人を下回ると、生活基盤となる各種行政サービスの低下や学校の統廃合等が想定され、人口減という負のスパイラルはますます加速していく。

1,000 人以上の人口を維持しながら、住民や地域それぞれが支え合い自立してくらしを守るためには、子育て支援や教育の充実とあわせて仕事の確保や産業の育成が必要である。特に、本村の基幹産業であるゆず産業を柱としながら、Ｕターンや Ｉ ターンによる移住を図ると同時に、若者が村内で居住し生計を立てていく環境の構築が重要である。また、人口減少、高齢化が進んでいる本村では、地域から子どもの声をなくさないことが重要である。北川村の将来を担う子ども達の豊かな人間性や自立心を育み、地域への愛着と誇りを持ち、地域に貢献しようとする人材育成に努めるなど、将来的にふるさと北川村へ帰りたくなるような取組を推進していく必要がある。加えて、長く健康的に、豊かな暮らしを送る生活基盤・サービスを提供することが重要である。

そこで、40 年後（2060 年）に目指す姿（ビジョン）に下記を掲げ、実現に向かって取り組んでいく。

千人の家族が子どもを育む　ゆず王国北川村

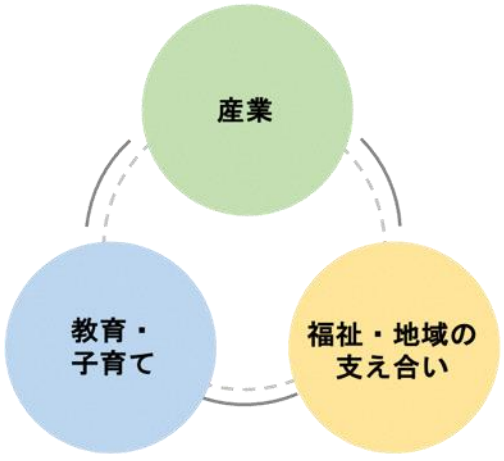

（ビジョンを実現するための2060年の村の状態）

産業

- 所得が確保されたうえで、ゆずの一大産地として持続可能な生産・技術継承体制が確立。
- 地域産業・経済活動が活性化しており、働く場及び一定の生産年齢人口を維持。

教育・子育て

- 村の地域資源等を活用した特色ある教育、子育て世帯の働きやすき環境整備が進められており、年少人口が維持。

福祉

- 福祉環境・地域の支え合いが充実しており、高齢者も元気に村内で暮ら続けている。

(2) 目指す姿を実現するための目標人口、基本目標の設定

北川村の現状及び目指す姿を踏まえて、目標人口と 2030 年までの５年間の目標指標を下記の通り設定する。

目標人口：2060 年時点で人口 1,000 人程度の維持

＜2030 年までの５年間の目標指標＞

目標指標①転入促進（または転出抑制数）：

若年層（20～44 歳）各年６名、0～4 歳:5 年ごとに４名増

目標指標②合計特殊出生率：現状の 1.44 を維持

目標指標③高齢者（転出の多い 70 歳～84 歳）の転出抑制：

2025 年 ⇒ 2030 年で転出者数△2 名（5 年間累計）

※国勢調査に基づく転出者数（参考：2015 年から 2020 年までの転出者数は△9 名）

また、基本目標として、「ゆず産業を中心とした産業振興・村民の所得向上」、「新しい人の流れを作る」、「北川村らしい魅力ある子育て・教育環境をつくる」「地域の支え合いや自立により村民の暮らしを守る」を掲げ、これらの取組を官民挙げて全力で取り組んでいくこととする。

第 6 章　各基本目標の方針と具体的施策

(1)各基本目標の概要

①ゆず産業を中心とした産業振興・村民の所得向上

人口減少による負の連鎖を克服するためには、若者が地域に残ることができるよう、産業の振興を図り、村で安定した収入を確保することが何よりも重要である。

村の主要産業であるゆず産業においては、生産環境や販売力の強化を行うことを通じて所得の向上を目指し、村で働きながら生活できる収入を安定して確保できる状態を目指す。起業家農業者として経営感覚を持った担い手の確保及び育成を強化し、地産外商の成果を「拡大再生産」につなげていくための取組を強化する。またそのほかの産業についても官民で連携を図りつつ産業振興を図っていく。

②新しい人の流れをつくる

本村の生産年齢人口の減少は当面避けがたい状況にあり、第一次産業の担い手など、村内だけでは人材が不足している状況にある。

こうした状況を克服し、産地の維持・拡大を図るためには、ＵターンやＩターンといった村外からの人材を呼び込むことが重要である。この人材が村で活躍し安定した収入を確保しそれを対外的に示すことで、さらに人材の確保が進み、産業振興や村の活性化が図られるという好循環が期待される。

そこで、移住者の受け入れ強化等の施策を推進すべく、ゆずをはじめとした起業家農業者の受け入れを継続するとともに、地域に新たな活力をもたらす生業の創出、魅力ある住環境の整備及び情報発信を一体的に取り組んでいく。

③北川村らしい魅力ある子育て・教育環境をつくる

本村では、総合的な少子化対策を進めているところであるが、結婚や子育てを希望しながらも、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しいなどといったさまざまな事情もある。急速に進行する少子化の流れを変えるためには、こうした課題を克服することが重要であり、子育て世代が住みやすい・子育てしやすい村の実現に向けて地域全体で取り組んでいく。

また、「子育て・教育ビジョン」及びそれを実行するためのマスタープランに基づき保育から中学までの 15 年間を見通した特色のある教育活動を充実させることで、将来的に村に貢献できる子どもの育成を図っていく。

④地域の支え合いや自立により村民の暮らしを守る

過疎化が進む本村において活力を維持するためには、①～③の取り組みとともに、村民が安心して暮らすことができる社会環境をつくり出すことが重要である。そのためにも村民自身が健康であることや、生活のインフラとなる移動手段、防災などが整備されていることが必要であり、地域の支え合いを通じて村民とともに取り組んでいく。

(2) 施策の全体像

第 3 次総合戦略における基本目標と施策体系を以下に示す。

●図表 17　基本目標と紐づく施策の体系

北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

将来人口目標 最終成果目標	**2060年時点で人口約1,000人の維持** 【人口減少抑制に向けた最終成果目標 】 **若年層（20～44歳）転入者数・転出抑制：** 2030年まで6名/年、2030年以降8名/年 **高齢者（75～84歳）転出抑制数：** 5年間で2名　　**合計特殊出生率：** 2030～2055年まで 5年ごとに 0.1増（2055年1.94）

基本目標と指標項目		基本方針	施策：取組例
基本目標 Ⅰ **ゆず産業を中心とした産業振興・村民の所得向上**	・圃場整備面積 ・新規就農者数 ・青果生産量 ・村の経済成長率 ・観光主要3施設入込客数	**（1）包括的な施策による農業所得向上**	**①園地の確保：**園地流動化推進、農地改良支援等 **②生産環境の強化：**データ活用型スマート農業導入等 **③販売力の強化：**産地ブランディング、地産外商推進等
		（2）起業家農業者の育成	**①担い手の確保・育成：**村独自の就農支援等
		（3）産業全体の振興	**①農業の振興：**遊休農地解消等 **②林業の振興：**林業の活性化、従事者受け入れ・育成等 **③観光の振興：**三大観光施設等を活用した交流人口拡大等
基本目標 Ⅱ **新しい人の流れをつくる**	・ゆず産業以外で村内企業等に従事する転入者数 ・若年層転入者数・転出者数 ・子連れファミリー転入組数	**（1）地域産業の振興と担い手の確保**	**①移住者受け入れ強化：**情報発信強化、多様な人材受け入れ（起業人材等）、お試し移住・体験移住促進等
		（2）村の魅力・資源を活かした生業づくり	**①生業づくり支援：**起業支援プログラム実施等 **②事業立ち上げ、事業継続支援：**事業者ネットワーク構築等
		（3）住環境の整備	**①多様な住まい環境の提供：**角木団地造成、移住定住促進補助金、き家活用等
基本目標 Ⅲ **北川村らしい魅力ある子育て・教育環境をつくる**	・合計特殊出生率 ・子育て・教育環境への満足度 ・村に愛着を持つ子どもの割合	**（1）子育てしやすい村づくりの推進**	**①子育て支援の強化：**子育て中の親への支援等 **②子育て世代向けの情報発信：**子育て環境のPR等
		（2）子育て・教育ビジョン実現のための保小中一体的な取り組み	**①子育てしやすい、特色ある教育の推進：**保小中一体化の推進、特色ある教育の推進、多様な価値観を育む機会提供等
基本目標 Ⅳ **地域の支え合いや自立により村民の暮らしを守る**	・高齢者転出者数 ・健診受診率	**（1）各ライフステージで切れ目ない健康づくり**	**①健康寿命延伸に向けた生活支援：**食育・運動を通じた健康づくりの推進、各種健診の受診促進等
		（2）集落再生	**①集落の生活維持・活動推進：**集落活動の活発化等
		（3）地域生活の基盤確保	**①脱炭素化の推進：**小水力発電等の再エネ供給、雇用創出等 **②防災体制の推進：**防災意識向上、住宅耐震強化 **③交通環境の維持・強化：**利用しやすいサービスの提供 **④業務効率化：**サービス向上のための業務効率化等

(3)各基本目標・施策

基本目標１　ゆず産業を中心とした産業振興・村民の所得向上

《数値目標》

■【農業】圃場整備面積：令和 11 年度までに 11.7ha（２期 6.7ha、３期 5.0ha）

■【農業】新規就農者数：年間３名

■【農業】青果生産量：令和 11 年度までに 225 トン

■【産業全体】経済成長率：令和 9 年時点で過去 10 年（平成 24 年～令和 3 年）の平均成長率＋1.4%の維持　※建設業を除く

■【観光】観光主要 3 施設入込客数：年間 11 万人

《施策方針》

（1）包括的な施策による農業所得の向上

①園地の確保

○ゆずの生産を強化するために、園地の拡大や圃場の整備など、優れたゆずの栽培環境の確保、拡大を行う。

②生産環境の強化

○北川村のゆずの担い手の減少が進む中、目標を達成するため、スマート農業などの先端技術の導入など効率よくゆずの栽培を進めるための取り組み、またそれを実現するための産官学の連携を強化する。

○北川村がゆずの一大産地として存続していくため、担い手に対し、優良な苗の提供、農業機械の導入支援など、安定的で高品質な生産を実現するための支援を強化する。またゆず産業従事者の育成も推進する。

③販売力の強化

○村内事業者の外商活動を後押しし、伸びてきた外商の成果を更に拡大させていく。そのために、積極的な情報発信やブランディング、商品開発など企業連携を通じた取り組み、輸出の拡大を進める。また、販売力を強化するにあたって商品の品質向上や、生産効率を向上させる取り組みを行っていく。

《具体的な施策》

①園地の確保

ⅰ）園地流動化の推進

・地域の産業を守るために策定された「地域計画」に基づき、経営拡大を図る生産者や新規就農者に対して関係者が協力して情報提供や園地確保に取り組む。

・農業委員会等を中心に情報を収集し、放任園などの貸借や売買を促進する。また、各種事業等を導入し、耕作放棄地の有効活用を図る。

ⅱ）圃場整備による優良農地の開発・確保

・農地中間管理機構関連農地整備事業（北川モデル）などによる圃場整備に取り組むなど、新たな担い手が参入しやすい環境づくりを進める。野友及び北川2期の圃場整備を計画通り進めると同時に、「地域計画」策定と連動した流動化を図り、北川3期の圃場整備地区を固める。

・新規就農者の継続的な受け入れに向けて、新たな園地整備により、生産環境が良好な優良農地の開発・確保を図る。

ⅲ）農地改良支援

・村内各農地での生産性向上に向けて、農地改良に向けた支援制度の活用促進、情報提供等の支援を行う。

②生産環境の強化

ⅰ）データ活用型スマート農業の導入

・高知大学及び高知工科大学等との連携で実施する「画像を用いたゆず栽培技術調査事業」をR6年度～10年度までの4年間で取り組む。生産性や農業所得向上を目的に①葉果比による各年隔年抑制技術の確立、②気象データを活用した栽培管理技術の確立を目指しており、5年後の実装を念頭に事業を進める。

ⅱ）青果出荷の拡大

・高知県安芸農業振興センターやＪＡ高知県安芸地区本部と連携し、きめ細かな現地指導を行い、技術改良や栽培方法の改善による品質の向上、また生産履歴管理や輸出に関連した栽培管理による作業負担の軽減を図る。

・ゆずの新規就農者の増加に比例して青果生産増が見込まれるため、市場出荷以外の青果販路確保のための支援を実施する。

ⅲ）優良苗の安定的な供給体制確立

・村内の圃場整備・新規就農など、ゆず生産振興を進める上での重要項目として、北川ゆず振

興法人が取り組む村内での優良苗木の生産・供給体制の整備（目標　令和 9 年度 1,000 本、令和 11 年度 2,000 本）を支援する。

ⅳ）農機具の導入支援／省力化支援

・ゆず農家の生産性向上に向けて、効率的な生産・加工体制の構築に向けた農機具等の設備導入・活用支援を実施する。

ⅴ）収穫期等繁忙期の人手の確保（ゆずによる関係人口の獲得）

・北川村で課題となっている収穫期等の繁忙シーズンの人手の確保に向けて、ワーキングホリデー等の一時的労働者、また関係人口の獲得に向けた検討を行う。

ⅵ）関係機関との連携強化

・生産性・商品力を向上させるための技術的な改良や規模拡大に必要な省力化技術など、専門知識や高度な技術を必要とする分野については、営農連絡会を中心に、高知大学や高知工科大学とも連携し課題解決にあたる。

③販売力の強化

ⅰ）ゆず産業のブランディングと情報発信の推進・強化

・「ゆず香る里　北川村」の価値を高め、広く認知してもらうために、産地としてのブランディングと国内外問わず情報発信の内容及び体制の強化を図る。

・果汁成分分析を実施し、北川村産ゆずや実生ゆずの差別化に取り組む。

ⅱ）地産外商の推進

・生産者、ＪＡ、関係企業、行政が一体となり、販売促進イベントや営業活動、及び食品見本市等に積極的に参加し、新たな販路の確保に努める。

・村内外のゆず関連企業と連携し、農家所得や北川村の知名度向上などにつながるよう企業活動への働きかけと支援に努める。

ⅲ）商談会などでの販路拡大（輸出の強化）

・県や JA、村内外の企業と連携しながら、国内外での見本市に出展するなど新たな販路の開拓に努める。既に販路を広げているＥＵ圏、アメリカ、シンガポール等について、取引企業への訪問、生産地への招聘等の交流を通じて継続的な取引に繋げるとともに、中東など新たな地域を開拓する。

・海外で求められる品質の確保や生産地情報の提供など、他産地との競争力の向上に努める。

・高知県や JA と連携しながら、各国が求める肥培管理などのトレーサビリティの強化を輸出動向に合わせて行っていく。

vii）ゆずを活用した関連事業の創出

・ゆず産業の付加価値向上、販売促進に向けて、ゆずを活用した関連支援事業（販路開拓や新たな商品開発等）を実施し、新たな事業創出を図る。

《施策方針》

（2）起業家農業者の育成・支援

①担い手の確保・育成

○ゆず産業を支える担い手を確保・育成するため、安心して就農、農業経営するための支援に努める。

《具体的な施策》

①担い手の確保・育成

ⅰ）新規就農者確保に向けたプロモーションの実施

・ 年間 3 名の新規就農者の確保に向けて、新規就農者・移住希望者情報ニーズや閲覧媒体等を考慮しつつ、北川村ゆずの魅力や村の就農支援の充実等を情報発信し、認知拡大を図る。

ⅱ）村独自の就農支援の拡充

・ 産地提案型の担い手確保に取り組むとともに、研修の受入から経営開始時の園地確保及び就農支援までの総合的な支援を継続する。

・ 指導農家と連携して起業家農業研修生を 2 名／年を確実に育成していく。また、新規就農者も 3 名／年（研修生 2 名含む）確保に努力すると同時に、離農を防ぐために準備型の利用や技術指導の強化を図る。

・ 新規就農者の育成のため、空き農地や村が進める圃場整備など、営農に必要な農地確保の支援を行う。

・ 新規就農者の経営安定や村への定着促進のため、「北川村ゆず陸援隊」との連携を強化継続する。

ⅳ）農業技術指導体制の強化

・ ＪＡや村内既存農家等との連携のもと、新規就農者への充実した農業技術指導のための体制強化を図る。

ⅵ）住宅の確保

・ 新規就農者や協力隊受入等の村施策と連動しながら、移住者向けの住宅整備を継続する。

《施策方針》

（3）産業全体の振興

①農業の振興

○ゆず産業に限らず、農業振興に向けた取り込みを継続して支援していく。

②林業の振興

○林業の活性化や森林の持つ公益的機能の維持増進に努める。

③観光の振興

○モネの庭、北川村温泉、中岡慎太郎館の三大観光施設を活かし、物販・宿泊サービス等の提供を行う。

《具体的な施策》

①農業の振興

・ 農業水路や農地の適正維持に引き続き取り組み遊休農地の発生を防ぐ。「地域計画」の策定により、農地の利用状況の再把握を行うと同時に、日本型直接支払制度や農地中間管理事業等を活用して遊休農地の減少を図る。

②林業の振興

・ カーボンクレジットに係る制度活用を検討し、林業の活性化や森林の持つ公益的機能の維持増進に努め、林業従事者の受け入れ・育成等を図る。

③観光振興

ⅰ）村の 3 大観光施設を中心とした交流人口の拡大

・ 村の 3 大観光施設である「モネの庭」「北川村温泉　ゆずの宿」「中岡慎太郎館」のポテンシャルを生かし、リピーター・新たな来訪客獲得に向けたプロモーションやイベント実施等により、交流人口拡大を図る。

ⅱ）魚梁瀬森林鉄道遺産を活用した交流人口の拡大

・ 北川村固有の観光資源である「魚梁瀬森林鉄道遺産」等の魅力を生かし、新たな観光コンテンツ開発や村内事業者等との連携によるツアー造成、プロモーションの実施等により、交流人口の拡大を図る。

基本目標２　新しい人の流れをつくる

《数値目標》

■ゆず産業以外で村内企業等に従事する転入者数：年１名

■若年層（20－44 歳）の転入者数：2025～2030 年の５か年で＋20 人

■若年層（20－44 歳）の転出者数：2025～2030 年の５か年で△10 人

■転入者のうち、子連れファミリーの転入組数：年１組

《施策方針》

（1）地域産業の振興と担い手の確保

①移住者受け入れ強化

○北川村の魅力・地域資源を活かした情報発信を推進し、北川村に新たな人の流れを生み出す。

《具体的な施策》

①移住者受け入れ強化

ⅰ）移住者向け情報発信の強化

・ 移住を実現するため、高知県の「移住・交流コンシェルジュ」及び北川村の「移住専門相談員」を活用し、移住希望者に寄り添いながら、不安の解消に向けたサポートやきめ細やかな情報提供などを行うとともに、移住者の受入体制を整備する。

・ 移住者に地域でなじんでもらい住み続けていただくため、移住者への情報提供やサポート体制の充実を図る。また、北川村での暮らしや子どもたちへの教育環境、子育て環境等について、総合的にわかりやすく情報を得られる情報発信を行う。

・ 移住者の確保に向け中山間地域の田舎らしさを生かした情報発信を強化する。

・ 近年作成した動画やパンフレットの活用やＨＰやＳＮＳでの積極的な情報発信を継続する。また、情報発信の面でも、協力企業と連携して商品開発を行う。

・ 田舎暮らしの生の声を届けられ外部交流にも繋がる北部再生の取組については、コーディネーターを協力隊任期後、集落支援員に切り替え、取組が継続できるよう対応する。

ⅱ）多様な人材の受け入れ（企業人材等）

・ 村内企業・団体の人材を確保するため、連携しつつ住環境の整備を進める。

・ 産業・雇用の拡大のため新規の企業誘致等に取り組む。

ⅲ）地域おこし協力隊制度を活用した移住者受け入れ強化

・ ゆずの新規就農以外の分野においても、地域おこし協力隊制度等を活用し移住者受け入れの強化を図る。

ⅳ）移住前のお試し移住、体験移住の推進

・ 地域おこし協力隊制度等を活用した移住者受け入れの強化に向けて、段階的な移住機会の提供（移住前のお試し期間の設計）に向けた受け入れプログラムの実施や一時的住まいの確保について検討を進める。

ⅴ）移住後の定着支援

・ 移住者が安心して定住できるよう、地域住民との交流活動に取り組む。

・ 地域の催しなどの情報を積極的に移住者に提供し、地域とふれあう機会をつくる。

・ 公認心理師による保護者の相談会の提供や、保育料の無償化等の子育て世代への助成など、安心して子育てできる環境づくりを行う。

・ 転入者後の困りごとについて、村の各担当部署が相談対応して、村での定住を支援する。特に、地域おこし協力隊については、3 年の任務後の処遇を見据えた募集を行うと同時に、4 年目移行の定着に向けた調整を行う。

・ 行政手続きが一冊で分かるパンフレットを配布。

《施策方針》

（2）村の魅力・資源を活かした生業づくり

①生業づくり支援

○北川村の地域資源・ポテンシャルを生かした新たな生業づくりに向けて起業支援等のプログラムの実施等を通じて、若年層を中心とする移住者や関係人口の受け入れ強化を図る。

②事業立ち上げ・事業継続支援

○村内事業者同士の交流機会の提供を通じ、事業が継続しやすい環境整備を行う。

《具体的な施策》

①生業づくり支援

ⅰ）起業支援プログラム実施

・ 北川村の地域資源・ポテンシャルを生かした新たな生業づくりに向けて、起業支援プログラムを実施し起業を促進させ、新たな産業や雇用の創出、村外からの移住、関係人口の創出を図る。

ⅱ）【再掲】地域おこし協力隊制度を活用した移住者受け入れ強化

・ ゆずの新規就農以外の分野においても、地域おこし協力隊制度等を活用し移住者受け入れの強化を図る。

②事業立ち上げ・事業継続支援

ⅰ）村内事業者同士のネットワーク構築

・ 事業立ち上げや事業継続がしやすい環境づくりに向けて、村内の事業者同士が情報共有・協力し合いやすい環境構築を推進する。

《施策方針》

（3）住環境の整備

①多様な住まい環境の提供

○北川村への移住希望者や関係人口、企業勤務者等の幅広い受け入れに向けて、多様な住環境を整備する。

《具体的な施策》

①多様な住まい環境の提供

ⅰ）角木団地の宅地造成

・ 村内での新たな住まいの確保に向けて角木団地の造成及び分譲等を進める。

ⅱ）若年ファミリー層向けの住宅取得支援（移住定住促進補助金）

・ 若年ファミリー層向けの住宅取得への支援として、移住定住促進住宅整備、移住定住者向け住宅改修を支援する。

ⅲ）空き家・空き地活用促進

空き家対策補助金等が移住者を対象としているが、村内の若者等も活用出来るように検討を行うことで、若者の村外への流出をおさえ、人口減少対策につなげる。

ⅳ）【再掲】移住前のお試し移住、体験移住の推進

・ 地域おこし協力隊制度等を活用した移住者受け入れの強化に向けて、段階的な移住機会の提供（移住前のお試し期間の設計）に向けた受け入れプログラムの開発、一時的住まいの確保について、検討を進める。

基本目標３　北川村らしい魅力ある子育て・教育環境をつくる

《数値目標》

■合計特殊出生率：1.44 の水準を維持

■保小中保護者向けアンケート結果（北川村の子育て・教育環境への満足度）：肯定群（満足している又はどちらかと言えば満足している）80%以上

■中学生アンケート結果（北川村が好きで、大事にしたいと思っている生徒の割合）：9 割以上

《施策方針》

（1）子育てしやすい村づくりの推進

①子育て支援の強化

○子育てしやすい北川村の実現にむけて、中芸広域連携も含めて子育て支援施設の利用促進等による環境充実を図る。

②子育て世代向けの情報発信

○安心して子育てできる環境づくりにむけて、子育て・教育環境に関する情報発信を強化する。

《具体的な施策》

①子育て支援の強化

ⅰ）子どもが安心して暮らせる環境づくり

・ 小規模多機能施設「ゆずの花」、また、中芸広域連携による子育て支援施設の利用・サービス強化を図り、親世代が安心して子育てできる情報提供、支援サービスの強化を図る。

ⅱ）子育て中の親への支援

・ 子育てをしながら働き続けられるよう、また、子育て・教育ビジョンに掲げる「15 歳までに育ってほしい子どもの姿」のさらなる具現化を図るため、子育て環境の整備や子育て世代への助成などの充実を図る。

・ 公認心理師による子どもの心理状況の把握とそれに基づくケア及び保護者の相談等の機会を提供し、一人一人の子どもの個性や特性を認め伸ばすとともに、保護者の子育てに係る不安や負担の軽減を図る。

・ 食育活動を通じて親育ちと子どもの自立を支援する。また、家庭教育講演会や各種教室・教育懇談会の充実を図る。

・ 保護者のニーズを把握し、放課後子ども教室における受け入れ時間の拡充や各種体験活動の充実等について検討を行う。

・ 子育てしやすい環境を構築するため、子育て・文教エリア整備の検討を行う。

ⅲ）多世代・多文化が集う機会の創出

・ 村の子育て世代同士、高齢者や外国籍の住民、また村外からの関係人口・交流人口等との交流機会を通じて、安心で安全な子育て環境の整備を推進するとともに、子どもたちが多様な価値観を育めるような機会の創出を図る。

②子育て世代向けの情報発信

・ 北川村の子育て環境、教育環境等を広く発信し、北川村の子育て環境をＰＲする。また、情報発信の効率化・情報の充実にむけた体制構築についても検討を進める。

・ 角木団地の分譲開始等の機会を捉えつつ、住環境と子育て環境の一体的な情報発信に努める。

《施策方針》

（2）子育て・教育ビジョン及びその実現のための保小中の一体的な取組

①子育てしやすい、特色ある教育の推進

○北川村らしい特色ある子育て環境、教育の実施にむけて、保小中一体的な取り組みの推進、また教育内容の充実、魅力の発信等に取り組む。

《具体的な施策》

①子育てしやすい、特色ある教育を実践する北川村の推進

ⅰ）保小中一体化の推進

・ 子どもたちが保小中の 15 年間を見通した保育・教育により、誰一人取り残されず学び、村の将来を担う人材になることができるための魅力的な環境をつくる。

・ 小中一貫の取組として、乗り入れ授業や合同行事の実施等により、中１ギャップなどの段差を抑えた教育活動を展開し、子どもの自立心や責任感を育む。

・ 保小連携により、小１プロブレムを未然に防ぐとともに、年長園児の小学校へのあこがれや期待感を育む取組を充実させる。

・ ＩＣＴ機器の導入や環境整備を行い、子どもたちに興味関心を抱かせ、わかりやすい授業を提供するとともに、個別最適な学習の機会を提供することによって学力の底上げを図る。

・　遠隔授業や食育、語学力向上等の教育活動について検討を行い、村ならではの特色ある教育課程を創造する。

・　保小中の一体的な組織の在り方及び、移住促進を図り児童生徒数を確保する観点から、山村留学制度等について検討する。

・　新たな不登校者を出さないため、未然に防止するための取組を進める。

ⅱ）特色ある教育活動の推進

・村の地域資源を活かし、保小中 15 年間を見通した特色ある活動を充実させる。

・子どもの探究的な学びの姿を育むとともに、村に貢献できる子どもを育成する。また、学びを通じて、「確かな学力」「コミュニケーション力」「自立心」「故郷への愛着と誇り」を今以上に身に付けさせる。

・　村の地域資源の掘り起こしに努め、より探究的な活動となるよう学習活動の充実を図るとともに、取組を村内外に発信し、村の魅力を PR する。

・　北川学を通じて、子ども達が地域への愛情と誇りを持つように進めていく。また「かかわる」「みつける」「たがやす」「つくる」の学びのサイクルを子どもたち自身が取り組み、北川学が探究的な学びになるようにする。

・　食育については、保育所、学校で学ぶだけでなく、今後は食育を通して地域とのつながりをつくっていく。

ⅲ）多様な価値観を育む機会提供

・　英会話等でのコミュニケーション能力の向上を目指すとともに、異文化に触れる体験学習を見据えた活動を通して、グローバルな視点を育む。

ⅳ）地域ぐるみ教育の推進

・　学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の声を学校・保育所運営に適切に生かす仕組みを構築する。

・　地域学校協働本部の取組を拡充し、地域住民が学校や保育所の活動に参画する体制整備を行い、地域ぐるみで子どもを育む取組を展開する。

・　学校・保育所と地域をつなぐ「地域学校協働活動推進員」の確保に努める。

ⅴ）子育て・教育従事人材の確保・育成

・従来の教員配置のみならず、地域おこし協力隊制度等を活用した教育人材の確保等を通じて、多様性のある教育を推進する体制を整備する。

基本目標 4　地域の支え合いや自立により村民のくらしを守る

《数値目標》

■高齢世代（70－84 歳）の転出者数：2025 年から 2030 年までで転出者数△2 名（5 年間累計）

※国勢調査に基づく転出者数（参考：2015 年から 2020 年までの転出者数は△9 名）

■健診受診率：60%

《施策方針》

（1）各ライフステージで切れ目ない健康づくり

①健康寿命延伸に向けた生活支援

○村民の健康寿命の延伸にむけて、幼少期からの食育・運動等の健康習慣の確立を促進するとともに、各ライフステージで切れ目ない健康づくりに向けた各種健診（検診）の受診、健康寿命延伸に向けた対策を推進する。

《具体的な施策》

①健康寿命延伸に向けた生活支援

ⅰ）食育・運動を通じた健康づくりの推進

・ 健康維持・増進の重要要素である食事、運動について幼少期から正しい知識を身につけ、習慣化させるために、保育園から各年代における食育・運動促進に関する事業に取り組む。

ⅱ）各種健診（検診）の受診促進（着実な身体状態の把握）

・ 健康寿命延伸に向けて、各年代での身体状態の正確な把握に向けて、乳幼児から後期高齢者まで、切れ目のない健診（検診）の実施、受診促進に取り組む。

ⅲ）健康寿命延伸に関する各種対策の推進

・ 健康寿命増進に向けて、生活習慣病対策、フレイル対策、介護予防、こころの健康維持に向けた支援に取り組む。

ⅳ）各種取り組みの普及啓発、参加促進

・ 各種健診（検診）の受診や、取り組みの普及啓発・参加促進を図り、健康寿命の延伸に向けた環境の充実に取り組む。

《施策方針》

（2）集落再生

①集落の生活維持・活動促進

○集落活動の活性化に向けて、住民への地域活動支援等に取り組む。

《具体的な施策》

①集落の生活維持・活動促進

ⅰ）集落活動の活発化

- 住民主体で地域の再生や活性化に向けた取り組みを行う地域活動を支援する。特に、北部地区については、現在の取組を継続していくための体制作りを支援する。
- 中山間地域の資源や特性を生かした産業づくりを支援する。

《施策方針》

（3）地域生活の基盤確保（脱炭素化の推進、地域防災体制の確保、移動手段の確保）

①脱炭素化の推進

○安心安全な環境での暮らしの実現にむけて、脱炭素先行地域の取組を推進する。

②防災体制の強化

○安全安心な暮らしの維持に向けて、防災機能を強化する。

③交通機関の維持・強化

○便利な村内生活にむけ、移動手段の維持・強化に取り組む。

④業務効率化

○村民の生活の質向上にむけて、村の生活支援の効率化、サービス向上を図る。

《具体的な施策》

①脱炭素化の推進

- 脱炭素先行地域の取組として、共同提案者である企業・事業者等とも連携し、小水力発電施設や公共施設等の太陽光発電・蓄電池設備、電気自動車の導入等を進め、村内の脱炭素化を進めるとともに、雇用創出や災害時の避難所等の電力確保体制の強化を図る。

②防災体制の強化

- 防災意識の向上のため、避難所運営マニュアル等各自主防災組織の計画に沿った防災訓練を実施する。「自助・共助」の重要性を理解してもらいながら個人、地域での防災力の向上を図っていく。
- 令和８年度までを住宅耐震化促進強化期間とし、耐震化率の向上を図る。

③交通環境の維持・強化

- 運転免許証を返納される方を含めた高齢者等が利用しやすいサービスの提供を目指し、運賃や車両の変更について検討する。

④業務効率化

- 必要に応じてデジタルツールも活用しつつ業務効率化等を推進し、村の各種生活支援の効率化、サービスの向上を図る。

第 7 章　総合戦略の効果的な推進

(1) 総合戦略の策定・推進にあたっての視点

① ゆずを核とした産業の構築と移住促進との連携など、相互の連携を図ることで、より大きな相乗効果が発揮されるとともに、連携する視点を持つことで、新しい施策が生み出される効果も期待される。

② 成果（アウトカム）を重視した数値目標の設定と PDCA サイクルによる進捗管理やバージョンアップを行う。

(2) 進捗管理体制

地方創生推進本部などの庁内組織、産学官の外部有識者で組織する推進委員会において、PDCA サイクルにより取り組み状況を点検・検証する。必要な場合は、対策の追加、見直しを行い、総合戦略の改定を行う。

なお、基本目標を達成するため、PDCA サイクルを回していくに当たっては、次の 3 つの視点からチェックを行っていく。

【チェックのポイント】

①それぞれの施策・事業について KPI を設定する。

②施策ごと、または施策・事業がまとまった政策群ごとに PDCA シートを作成し、取り組み状況を確認

・当初計画したことが実行されているのか

・施策や事業の KPI の達成は可能か

・アウトカムが最終の目標に照らして十分か

③政策群ごとに、目標達成に向けた状況を確認

・どこまで進んでいるのか

・その道筋は正しいのか

・施策の投入量は足りているのか

・新たな仕組みは必要ないのか

第3次北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和７年３月

北川村　総務課

〒781-6441 安芸郡北川村野友甲1530番地

ＴＥＬ　０８８７－３２－１２２１

ＦＡＸ　０８８７－３２－１２３４

Ｅ－ｍａｉｌ：soumu@vill.kitagawa.lg.jp

http://www.kitagawamura.jp/